

従前同様

併記

ナシ

要事(文書)三、条、四月十日提出(常任委員)

- 一、監査員以下選任規則改正(併記)
 - 手書の上記を修正し、(十日)午後十時迄に回答せしむる事
 - 二、監査員選任規則改正(併記)
 - 手書の上記を修正し、(十日)午後十時迄に回答せしむる事
 - 三、監査員選任規則改正(併記)
 - 手書の上記を修正し、(十日)午後十時迄に回答せしむる事